

◎新潟県訓令第4号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「移動別表号等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「移動後別表号等」という。）が存在する場合には当該移動別表号等を当該移動後別表号等とし、移動別表号等に対応する移動後別表号等が存在しない場合には当該移動別表号等（以下「削除別表号等」という。）を削り、移動後別表号等に対応する移動別表号等が存在しない場合には当該移動後別表号等（以下「追加別表号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号及び別表の細目の号の表示並びに削除別表号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（受任者の権限に属する事務の専決）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の規定により職員の旅行の命令をすることを専決する者（別表第6第1号の表の左欄に掲げる者を除く。以下この項において「専決権者」という。）は、次に掲げる事項のうち、当該地域機関の長の指定する事項について専決するものとする。</p> <p>(1) 職員（当該専決権者以上の職員を除く。）のうち地域機関の長の指定する者（以下この項において「職員」という。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>別表第2（第4条関係） 部長共通専決事項</p> <p>(1)～(19)（略）</p> <p>(20) 新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）<u>第16条第2号</u>の指定をすること。</p> <p>(21)（略）</p> <p>別表第4（第6条関係） （略） 総務管理部</p>	<p style="text-align: center;">（受任者の権限に属する事務の専決）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の規定により職員の旅行の命令をすることを専決する者（別表第6第1号の表の左欄に掲げる者及び看護大学事務局長を除く。以下この項において「専決権者」という。）は、次に掲げる事項のうち、当該地域機関の長の指定する事項について専決するものとする。</p> <p>(1) 職員（当該専決権者以上の職員（<u>看護大学にあつては、当該専決権者以上の職員及び教員</u>）を除く。）のうち地域機関の長（<u>看護大学にあつては、事務局長</u>）の指定する者（以下この項において「職員」という。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>別表第2（第4条関係） 部長共通専決事項</p> <p>(1)～(19)（略）</p> <p>(20) 新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）<u>第19条第2号</u>の指定をすること。</p> <p>(21)（略）</p> <p>別表第4（第6条関係） （略） 総務管理部</p>

(略)

法務文書課	
部長専決事項	課長専決事項
	(略)

大学・私学振興課

部長専決事項	課長専決事項
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条（同法第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定による私立学校又は私立各種学校の設	

(略)

文書私学課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条（同法第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定による私立学校又は私立各種学校の設置、廃止、設置者の変更等の認可をすること。 (2) 学校教育法第130条第1項の規定による私立専修学校の設置、廃止、設置者の変更及び目的の変更の認可をすること。 (3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、寄附行為の認可をすること。 (4) 私立学校法第50条第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の認可又は認定をすること。 (5) 私立学校法第52条第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可をすること。	(略)

置、廃止、設置者の
変更等の認可をする
こと。

(2) 学校教育法第130
条第1項の規定によ
る私立専修学校の設
置、廃止、設置者の
変更及び目的の変更
の認可をすること。

(3) 私立学校法（昭和
24年法律第270号）第
31条第1項（同法第
64条第5項において
準用する場合を含む。）の規定により、
寄附行為の認可をす
ること。

(4) 私立学校法第50条
第2項（同法第64条
第5項において準用
する場合を含む。）の
規定による解散の認
可又は認定をすること。

(5) 私立学校法第52条
第2項（同法第64条
第5項において準用
する場合を含む。）の
規定による合併の認
可をすること。

(略)

(略)

福祉保健部

福祉保健課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1)～(4) (略)

(略)

(略)

福祉保健部

福祉保健課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1)～(4) (略)
<u>(3) 保健師助産師看護 師法（昭和23年法律 第203号）第15条第2 項の規定により、准 看護師試験委員の意 見を聴くこと。</u>	<u>(5) 保健師助産師看護 師法施行令（昭和28 年政令第386号）第3 条第3項の規定によ る准看護師籍の訂正 をすること。</u>
<u>(4) 保健師助産師看護 師法第18条の規定に より、准看護師試験 を行うこと。</u>	<u>(6) 保健師助産師看護 師法施行令第4条第 2項及び第5条第1 項の規定による准看 護師籍の登録の抹消 をすること。</u>
<u>(5) 保健師助産師看護 師法第22条第2号の 規定による准看護師 養成所の指定及び同</u>	<u>(7) 保健師助産師看護 師法施行令第20条に</u>

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)

(略)

医務薬事課

(略)

条第4号の規定による准看護師試験の受験資格の認定をすること。

- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)

において準用する同令第15条第1項の規定により、報告を求めること。

- (8) 保健師助産師看護師法施行令第20条において準用する同令第15条第2項の規定により、必要な指示をすること。
- (9) 保健師助産師看護師法施行令附則第6項の規定により、保健婦籍等の登録を抹消すること。
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)
- (18) (略)
- (19) (略)

(略)

医務薬事課

(略)

医師・看護職員確保対策課

部長専決事項

課長専決事項

- | | |
|--|---|
| (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第15条第2項の規定により、准看護師試験委員の意見を聴くこと。 | (1) 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第3条第3項の規定による准看護師籍の訂正をすること。 |
| (2) 保健師助産師看護師法第18条の規定により、准看護師試験を行うこと。 | (2) 保健師助産師看護師法施行令第4条第2項及び第5条第1項の規定による准看護師籍の登録の抹消をすること。 |
| (3) 保健師助産師看護師法第22条第2号の規定による准看護師養成所の指定及び同条第4号の規定による准看護師試験の受験資格の認定をすること。 | (3) 保健師助産師看護師法施行令第20条において準用する同令第15条第1項の規定により、報告を求めること。 |
| | (4) 保健師助産師看護 |

師法施行令第20条において準用する同令第15条第2項の規定により、必要な指示をすること。

- (5) 保健師助産師看護師法施行令附則第6項の規定により、保健婦籍等の登録を抹消すること。

(略)

障害福祉課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定を行うこと。</p> <p>(10) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第50条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(11) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第50条第3項において準用する同条第1項の規定により、指定障害者支援施設の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(11)の2 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第51条の14第1項の規定によ</p>

(略)

障害福祉課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定を行うこと。</p> <p>(10) <u>障害者自立支援法</u>第50条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(11) <u>障害者自立支援法</u>第50条第3項において準用する同条第1項の規定により、指定障害者支援施設の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(11)の2 <u>障害者自立支援法</u>第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者の指定を行うこ</p>

	<p>る指定一般相談支援事業者の指定を行うこと。</p> <p>(11)の3 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第51条の29第1項の規定により、指定一般相談支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(12) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関の指定を行うこと。</p> <p>(13) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第68条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(14) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第73条第1項の規定により、自立支援医療費等の請求を審査し、かつ、額を決定すること。</p> <p>(15)～(32) (略)</p>		<p>と。</p> <p>(11)の3 <u>障害者自立支援法</u>第51条の29第1項の規定により、指定一般相談支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(12) <u>障害者自立支援法</u>第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関の指定を行うこと。</p> <p>(13) <u>障害者自立支援法</u>第68条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(14) <u>障害者自立支援法</u>第73条第1項の規定により、自立支援医療費等の請求を審査し、かつ、額を決定すること。</p> <p>(15)～(32) (略)</p>
(略)		(略)	
(略)		(略)	
農林水産部		農林水産部	
農業総務課		農業総務課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1)～(3) (略)	(1)～(5) (略)	(1)～(3) (略)	(1)～(5) (略)
(4) <u>農業協同組合法</u> 第65条第2項(同法第70条第2項において準用する場合を含む)	(5)の2 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第17条	(5)の2 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第16条	

<p>む。)の規定により、<u>合併を認可すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p>	<p>の規定により、特定事業者に対し必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(5)の3～(17) (略)</p>
---	---

<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>	<p>の規定により、特定事業者に対し必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(5)の3～(17) (略)</p>
---	---

(略)

(略)

水産課	
部長専決事項	課長専決事項
<p>(1) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第43条（同法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、<u>一時役員</u>の職務を行うべき者を選任し、又は総会を招集すること。</p> <p>(2) 水産業協同組合法第64条（<u>同法第86条第3項、第92条第4項</u>及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、設立の認可をすること。</p> <p>(3) 水産業協同組合法第68条第2項（<u>同法第86条第4項</u>及び第96条第5項において準用する場合を含む。）及び同法第91条の2第2項の規定により、解散決議の認可をすること。</p> <p>(4) 水産業協同組合法第69条第2項（<u>同法第86条第4項、第92条第5項</u>及び第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併を認可すること。</p>	<p>(略)</p>

水産課	
部長専決事項	課長専決事項
<p>(1) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第43条（同法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、<u>仮理事</u>を選任し、又は総会を招集すること。</p> <p>(2) 水産業協同組合法第64条（<u>同法第86条第4項、第92条第4項</u>及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、設立の認可をすること。</p> <p>(3) 水産業協同組合法第68条第2項（<u>同法第86条第5項</u>及び第96条第5項において準用する場合を含む。）及び同法第91条の2第2項の規定により、解散決議の認可をすること。</p> <p>(4) 水産業協同組合法第69条第2項（<u>同法第86条第5項、第92条第5項</u>及び第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併を認可すること。</p>	<p>(略)</p>

(5)～(16) (略)	
(略)	
(略)	
土木部	
(略)	
建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(19) (略) (20) 犯罪による収益の移転防止に関する法律第17条の規定により、特定事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。 (21)～(45) (略)
(略)	

別表第5 (第14条の2 関係)

(略)

地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長(農村振興担当) 専決事項

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1) (略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	

(5)～(16) (略)	
(略)	
(略)	
土木部	
(略)	
建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(19) (略) (20) 犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条の規定により、特定事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。 (21)～(45) (略)
(略)	

別表第5 (第14条の2 関係)

(略)

地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項

(1)～(4) (略)

(5) 農地法第18条第1項の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の合意解約の許可をすること。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長(農村振興担当) 専決事項

(1)～(4) (略)

(5) 農地法第18条第1項の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の合意解約の許可をすること。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1) (略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
看護大学事務局長	(1) 職員(教員及び係長に相当する者以上の者を除く。)の勤務配置及び事務分担の決定をすること。

- (2) 職員（教員を除き、係長に相当する者以上の者に限る。第3号及び第7号において同じ。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。
- (2)の2 職員（教員及び事務局長を除く。第3号の2及び第7号の2において同じ。）の5以上の旅行の命令をすること。
- (3) 職員の旅行の復命（5日以上に係るものを除く。）を受けること。
- (3)の2 職員の5以上の旅行の復命を受けること。
- (4) 職員（教員を除き、事務局次長以上の者に限る。次号及び第6号において同じ。）の時間外勤務等の命令をすること。
- (5) 職員の特殊勤務の命令をすること。
- (6) 職員の当直勤務の命令をすること。
- (7) 職員の休暇等の承認等（5日以上に係るもの（夏季休暇に係るものを除く。）を除く。）をすること。
- (7)の2 職員の5以上の休暇等（夏季休暇を除く。）の承認等をすること。
- (8) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による事務局長の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (9) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による事務局長の代休日の指定を行うこと。
- (10) 一般職の非常勤職員の任免をすること。
- (11) 庁舎内における出店の許可をすること。
- (12) 不動産その他の登記及び登録の嘱託をすること。
- (13) 設備機械器具の使用の許可並びに試験、鑑定及び加工の受託をすること。
- (14) 軽易な証明書の発行をすること。
- (15) 予算の執行を伴わない契約の締結をすること。
- (16) 事務の執行に関し許可、認可等を要するものについて、当

(略)	(略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
県税部 副部長 (村上収税担当、 新津収税担当、 柏崎収税担	(1) (略) (2) 直税関係 ア～テ (略) <u>ト 法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年新潟県条例第29号)附則第8項又は第9項の規定により、法人の県民</u>

	<p>該許可、認可等の申請等を行うこと。 (17) その他地域機関の長の指定する事項</p>
看護大学事務局次長	<p>(1) 職員(教員及び係長に相当する者以上の者を除く。次号及び第6号において同じ。)の旅行の命令(5日以上に係るものを除く。)をすること。 (2) 職員の旅行の復命(5日以上に係るものを除く。)を受けること。 (3) 職員(教員及び事務局次長以上の者を除く。次号及び第5号において同じ。)の時間外勤務等の命令をすること。 (4) 職員の特殊勤務の命令をすること。 (5) 職員の当直勤務の命令をすること。 (6) 職員の休暇等の承認等(5日以上に係るもの(夏季休暇に係るものを除く。)を除く。)をすること。 (7) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による職員(教員及び事務局長を除く。次号及び第9号において同じ。)の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。 (8) 一般職員勤務時間条例第9条の3第1項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。 (9) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による職員の代休日の指定を行うこと。</p>
(略)	(略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
県税部 副部長 (村上収税担当、 新津収税担当、 柏崎収税担	(1) (略) (2) 直税関係 ア～テ (略)

当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	<u>税の不均一課税をすること。</u> ナ (略) ニ (略) 三 (略) ネ (略) ノ (略) ハ (略) ヒ (略) (3)・(4) (略)
(略)	

(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
保健所 次長（次長を2人置く保健所にあつては、事務職員の次長に限る。）	(1)～(12) (略)
保健所 地域保健課長	保健師助産師看護師法第33条の規定による氏名、住所等の届出を受理すること。
(略)	

別表第7（第15条関係）

- (1) (略)
(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
地域機関の次長（自治研修所次長及び中央福祉相談センター次長を除き、歴史博物館副館長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長を含む。）	所長、館長、校長、園長又は寮長

当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	ト (略) ナ (略) ニ (略) 三 (略) ネ (略) ノ (略) ハ (略) (3)・(4) (略)
(略)	

(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
保健所 次長（次長を2人置く保健所にあつては、事務職員の次長に限る。）	(1)～(12) (略) (13) <u>母子保健法第21条の4第1項の規定により、養育医療の給付に要する費用の全部又は一部を徴収すること。</u>
保健所 地域保健課長	(1) 保健師助産師看護師法第33条の規定による氏名、住所等の届出を受理すること。 (2) 母子保健法第18条の規定による低体重児の届出を受理すること。
(略)	

別表第7（第15条関係）

- (1) (略)
(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
地域機関の次長（自治研修所次長及び中央福祉相談センター次長を除き、 <u>県立看護大学事務局長</u> 、歴史博物館副館長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管	所長、学長、館長、校長、園長又は寮長

(略)	
地域機関の課長（自治研修所総務課長、消防学校の課長、はまぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長（三条テクノスクール及び魚沼テクノスクールの課長に限る。）、農業総合研究所総務課長、農業総合研究所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、保健環境科学研究所調査研究室長、コロニーにいがた白岩の里の企画相談室長、児童部長、成人部長、高齢期更生部長、重複更生部長及び社会復帰部長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、テクノスクールの課長（新潟テクノスクール及び上越テクノスクールの課長に限る。）、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校の農学部長及び研修センター長を含む。）	(略)
(略)	
(略)	

理部長を含む。)	
(略)	
地域機関の課長（自治研修所総務課長、 <u>県立看護大学事務局の課長</u> 、消防学校の課長、はまぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長（三条テクノスクール及び魚沼テクノスクールの課長に限る。）、農業総合研究所総務課長、農業総合研究所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、保健環境科学研究所調査研究室長、コロニーにいがた白岩の里の企画相談室長、児童部長、成人部長、高齢期更生部長、重複更生部長及び社会復帰部長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、テクノスクールの課長（新潟テクノスクール及び上越テクノスクールの課長に限る。）、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校の農学部長及び研修センター長を含む。）	(略)
(略)	
県立看護大学事務局の課長	事務局長
(略)	

別表第 8 (第16条関係)

- (1) (略)
 (2) 地域機関 (地域振興局を除く。)の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
(略)	
保健所 (新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。) 福祉事務所 (新津地域福祉事務所及び南魚沼地域福祉事務所を除く。) 保健環境科学研究所 食肉衛生検査センター コロニーにいがた白岩の里 新星学園 若草寮 新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所	(略)
(略)	

別表第 8 (第16条関係)

- (1) (略)
 (2) 地域機関 (地域振興局を除く。)の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
看護大学	(1) 学長の権限の代決 ア 学長が不在のときは、事務局長 イ 学長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長 (2) 事務局長の権限の代決 事務局長が不在のときは、事務局次長 (3) 事務局次長の権限の代決 事務局次長が不在のときは、主務課長
(略)	
保健所 (新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。) 福祉事務所 (新津地域福祉事務所及び南魚沼地域福祉事務所を除く。) 保健環境科学研究所 食肉衛生検査センター <u>あけぼの園</u> コロニーにいがた白岩の里 新星学園 若草寮 新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所	(略)
(略)	